（医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の一部改正）

第五条　医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（令和四年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
十五～二十五　（略）	五～十五　（略）

ト　在宅患者緊急入院診療加算の算定件数

ヘ　在宅療養患者の診療実績の数

ホ　在宅療養患者の受入れのための確保病床の数

(3)　訪問看護費及び介護予防訪問看護費の算定件数

(4)　訪問看護基本療養費、訪問看護費イ及び

(5)　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、訪問リハビリテーション費及び介護予防訪問リハビリテーション費の算定件数

(6)　緊急往診加算、夜間・休日往診加算又は深夜往診加算を併算定している往診料の算定件数

(7)　看取り実績並びに病院又は診療所及び病院以外又は診療所以外における看取りの数

（略）

（略）